社会福祉法人清光園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清光園(以下「当法人」という)定款に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

- 第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。
- (1) 理事長については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、監査以外の業務には報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表4の通り、日当を支給する。ただし、交通費の実費が別表4の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 役員等に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号に報酬等の区分に応じて定めるものとする。
- (1)報酬については、別表1定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職慰労金については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第22条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
- (1)報酬及び費用弁償については、別表4に定める額を支給する。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、職員の旅費規程を準用し、旅費(交通費、 日当、宿泊料)を支給する。
- (3) 退職慰労金については、別表3に定める額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表5の定めによる ものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
- (1)報酬については、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第 4条に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- (3)退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、 立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いいた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規定により、計算金額に一円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年2月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、一部改正し令和5年12月1日より施行する(第4条、別表1~4)。ただし、理事の委嘱が施行日より前の場合は、委嘱を受けた日から適用する。

この規程は、一部改正し令和6年5月9日より施行する

別表1(常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長、業務執行理事	月額 400,000円

別表 2 (常勤役員の賞与)

6月の賞与	報酬月額×1.5か月分
12月の賞与	報酬月額×1.5か月分

別表 3 (常勤役員等の退職金算定式)

在任年数 係数	1公米4	常勤役員等の退職慰労金	非常勤役員等の退職慰労金	
	最終報酬月額×在任年数×係数	理事・監事	評議員	
<u>1</u>	0.12	48,000		
<u>2</u>	0.24	192,000	0	
<u>3</u>	0.36	432,000		0
4	0.48	768,000		
<u>5</u>	0.60	1,200,000		
<u>6</u>	0.72	1,728,000		
7	0.84	2,352,000	50,000	20,000
<u>8</u>	0.96	3,072,000		
9	1.08	3,888,000		
<u>10~19</u>	1.2		100,000	50,000
20~29	1.2	4,800,000~	300,000	100,000
<u>30~</u>	1.2		500,000	200,000

[※]上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

※在任年数は、役員等(理事・監事・評議員)として最初に在職した日より計算する。

別表 4 (非常勤役員等の報酬等)

(1) 理事長

月額250,000円

(2) 業務執行理事

常勤役員の月額を基に業務日数を考慮し、評議員会の決議によって月額報酬額を定める。

(3) 理事会及び評議員会等に出席した場合の報酬

インターネットによるオンライン出席(以下、「オンライン」という。)の

場合であっても報酬を支給する。

評議員	10,000円
理事	10、000円(月額で報酬を受ける理事は、月額報酬に含む)
監事	10,000円

(4) 監事が監査を実施した場合の報酬(オンラインを含む)

一日に付き	10,000円
-------	---------

(5)費用弁償

評議員会、理事会の出席 (オンラインは除く)、その他職務遂行上必要な場合に、日当、交通費を支給する。

日当	交 通 費
市外 2,600円	・車賃は1キロメートルに付き37円
市内 1,300円	・公共交通機関利用の場合は実費

※市外、市内とは、役員等の勤務地又は自宅を起点とし、費用が発生することをいう。

別表5 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。